

平成28年度 財政的援助団体等監査結果概要

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(出資法人)
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助団体等)
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体(指定管理者)

2 監査実施団体

			昨年度
(1) 出資法人	12	山梨県土地開発公社 他11団体	(14)
(2) 補助団体等	3	富士急行株式会社 他2団体	(5)
(3) 指定管理者	6	アドブレイン・共立・NTT ファシリティーズ 他5団体	(5)
計	21		(24)

3 監査対象期間

平成27年度

4 監査の実施期間

平成28年8月25日～平成28年12月16日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

	() 書きは昨年度
(1) 指摘事項のあった団体	4団体 (4団体)
指摘件数	5件 (8件)
(2) 指導事項のあった団体	15団体 (17団体)
指導件数	65件 (73件)
(3) 注意事項のあった団体	9団体 (6団体)
注意件数	13件 (11件)
合計	83件 (92件)
指摘事項、指導事項、注意事項ともなかった団体	4団体 (7団体)
監査結果に基づく意見のある団体	5団体

8 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項(4団体、5件)

公益財団法人 山梨県農業振興公社

前回監査において、流動資産に計上されている有価証券は、市場価格のある国債で運転資金の目的で保有しているものであり、満期保有目的の債権には該当しないが、満期保有目的の債権の評価方法である償却原価法で評価され、時価評価されていなかったことから指導事項とした。この監査結果に基づく措置状況において、「運転資金としていた有価証券について、これまで取崩が無かったため、満期保有目的の債権と同じ評価をしていたが、保有目的が異なるので平成26年度から時価評価する」との回答があったが、今回の監査においても、流動資産の有価証券を計上しているが時価評価されておらず、過大計上となっていた。

山梨県住宅供給公社

職員就業規程第16条に基づき「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の例により、週休日の振替を行っているが、次のとおり不適切な事務処理があった。

ア 週休日に勤務を命ずる際に、勤務時間の割り振りを行うことなく(振替日を確定せずに)勤務を命じていた。

イ 勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間において振替を行うべきところ、6か月を超えて行われているものがあった。

また、臨時職員である事務員においては、任用期間を超えて振替が行われているものもあった。

ウ 同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当・時間外割増賃金を支給すべきところ、支給されていなかった。(平成27年度 支給不足額 242,192円)

エ 臨時職員である事務員の賃金支給額が、勤務実績(週休日の振替を反映)に応じたものとなっておらず、支給時期が遅れているものがあった。

山梨県住宅供給公社

平成32年と平成34年に借地契約が終了する山宮南団地の賃貸住宅について、建物の解体費として現在価値に割り引く前の将来キャッシュフローが合計で約2億5千5百万円と見積もられているが、資産除去債務の負債計上並びに資産除去債務に対応する除去費用の資産計上及び費用配分が行われていなかった。

公益財団法人 山梨県環境整備事業団

常勤の理事の期末手当の額については、「(公財)山梨県環境整備事業団役員等の報酬等に関する規程」の第4条第2項において、「(公財)山梨県環境整備事業団給与規程の規定の例により算定した額とする。」と定めているが、算定に誤りがあり過払いとなっていた。

(平成27年度 過払額 483,200円)

一般財団法人 山梨県地場産業センター

産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し保存しなければならないが、行われていなかった。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面による契約を行うこととされているが、契約書が作成されていなかった。

(2) 指導事項 (15 団体、65 件)

資産（郵便切手等）等の計上漏れ10件、現金取扱不備8件、実際の事務処理と団体規定との不整合8件、長期未収金4件、台帳類の未整備4件、引当金の計上誤り3件 等

(3) 注意事項 (9 団体、13 件)

請求書に記載された委託期間の記載誤り 等

(4) 意見 (5 団体)

山梨県土地開発公社

公社は、平成22年12月に策定し、平成25年3月に改定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年度までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等の取り組みを進めてきた。

今後とも、県の支援による債務処理を着実に進めるとともに、現行プランで積み残しとなっている八田御勅使南地区拠点工業団地の未売却の1区画の早期売却や、土地売却代金未収金の回収等に努められたい。

なお、保有期間が長期化している資産については、地価の下落が続いている状況を反映した時価評価と会計基準に基づく適切な財務処理を行うことを検討されたい。

公益財団法人 山梨県農業振興公社（指摘事項1件、指導事項15件、注意事項2件）

公社は、平成27年2月に改定された改革プランに基づき、人件費及び管理費等の支出抑制に努める中で、農地中間管理事業、担い手育成対策事業及び受託事業の積極的な事業展開を行うことにより、経営の安定化を進めてきた。

今後とも、県が指定する農地中間管理機構として、農地の集積・集約化及び利用の高度化を促進するための中心的な役割を担いつつ、就農相談のワンストップ窓口として、新規就農者への支援など積極的な事業展開に取り組まれたい。

また、県からの受託事業に係る委託料の返還金が発生したことなどに伴い、平成28年2月に改革プランを再度改定し、長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済に優先して、委託料の返還を分割納付していくことなどの方針を定めたところである。委託料の返還については、経営の合理化等の総合的な推進と収益事業の積極的な受託による収益の確保等により、計画的な返還に努められたい。

なお、今回の監査における指摘事項については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されなかったものであり、前回の監査結果が、公社の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。また、これ以外にも多数不適切な事務処理が認められたところである。

これは、平成23年度まではプロパー職員の早期退職等により職員の削減を進めてきたこともあり、近年の農地中間管理事業等により業務量が増加する中で、組織として事務処理が十分対応できていない状況が背景にあるものと考えられる。しかし、それぞれの業務については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものであり、チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組むことと併せて、業務量に見合う組織体制について検討されたい。

山梨県道路公社

公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいと、平成24年3月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。

計画改定後においては、雁坂トンネル有料道路事業の収支も概ね計画どおり順調に推移しているが、平成29年度以降には、県からの長期無利子貸付金の償還が開始することから、今後とも、管理する道路等を利用者が安心・安全に利用できるよう適正な維持管理を行いつつ、経営計画の着実な実施を図られたい。

また、公社は、有料道路料金の徴収業務を委託した業者に対して、つり銭として合計400万円の貸付を行っているが、富士山有料道路管理事務所においては、つり銭の現金有高の確認が決算時期の1回のみの実施であることから、適正に現金が管理されているか、確認の頻度を高めることを検討されたい。

山梨県住宅供給公社（指摘事項2件、指導事項6件、注意事項2件）

公社は、平成26年3月に策定された第二次改革プランに基づき、平成50年度を目途に解散することとして、県営住宅の管理代行者等として管理を行う県営住宅管理事業を中心に着実に収益を上げ繰越欠損金を圧縮するとともに、ファミリー賃貸住宅割賦事業等に係る未収金対策や、県の財政的支援のもと借入金の削減等を進めてきた。

今後とも、コスト削減等による利益の確保やファミリー賃貸住宅割賦事業等への適切な対応等に努め、改革プランの着実な実行を図られたい。

また、今回の監査において、資産除去債務の会計処理と、週休日の振替処理（付随する時間外勤務手当の支給）に関する2件の指摘事項を含む、不適切な事務処理が多数認められた。事務処理については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものである。チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組むことと併せて、専門性の高い会計・税務処理等に関しては外部専門家の積極的な活用等について検討されたい。

公益財団法人 山梨県環境整備事業団

事業団の経営については、明野処分場において発生した2度の漏水検知システムの異常検知に伴う施設の閉鎖決定後、平成26年2月に改定された第二次改革プランに基づき、県の財政支援等を受けながら事業損失の削減と、甲府事務所の環境整備センターへの統合による運営費の削減・合理化など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。

今後とも、将来的な明野処分場の廃止に向けて浸出水処理等の適正な維持管理を行うとともに、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場の計画的な整備と、効果的・効率的な運営管理への取り組みを通じて、経営改善と財政基盤の強化に努められたい。

9 監査を通じての総括的な意見

各団体においては、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した健全で合理的、効率的な業務運営に日々取り組んでいるところであり、今回の監査において、前回監査で指導事項とした内容が未改善であった事例は、事務改善が進んだ結果1件にとどまったが、指導事項等の件数が1団体で10件以上の団体は、県出資法人において複数見受けられた。

県が出資している団体の所管課においては、団体の事務・事業の実施状況を的確に把握し、適切な組織体制の構築と事務処理の適正化等に向け、引き続き、指導・助言に努められたい。

また、指定管理者制度を導入している施設において、協定書の仕様に反する対応、利用料金の取扱不備、県への定期報告の内容誤りといった事案のほか、指定管理者が手続きに則り廃棄した備品が、県の台帳に登載されたままとなっていた事案等が見受けられた。

指定管理者が管理する施設の所管課においては、実質的なチェックが有効に機能していなかったこうした状況を踏まえ、公の施設の管理運営が協定書に基づき適正かつ安定的に行われるよう、指定管理者との連携を密にして、必要に応じて適切な指導を実施するとともに、施設の設置者である県として適切かつ迅速な事務処理に努められたい。

監査結果は、県公報のほか、監査委員事務局のホームページでも公表します。